

## 被災地における高齢者の人権保障に関する研究

— 「東日本大震災における福祉支援のあり方に関する調査」の分析を通して—

○ 明治学院大学大学院 張 珉榮 (8381)

明治学院大学大学院 望月 孝裕 (7753) 明治学院大学 和気 康太 (0681)

キーワード：地域包括支援センター、高齢者、人権保障

### 1. 研究目的

2005年度に行われた介護保険法の改定では、第一条に高齢者の「尊厳の保持」が挙げられ、厚生労働省は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として「地域包括支援センター」を新設した。地域包括支援センターは、その役割の一つとして「権利擁護事業」を実施し、高齢者やその家族への相談をはじめ虐待問題、権利侵害問題などに対応しており、住み慣れた地域で個々人の尊厳が維持される地域の相談機関として位置づけられている。

しかし、2011年3月に起きた東日本大震災（以下、大震災）により、被災地の住民たちは住居を失って仮設住宅に移らざるを得なくなり、高齢者の人権問題が改めて問われている。住み慣れた地域を失ったことで、人権がさらに侵害されやすい状況にある高齢者のための支援について、地域的観点からの研究が求められる。そこで本研究は、被災地の地域包括支援センターはどのような視点で高齢者の人権を見ているのか、その人権をどのように保障しようとしているのかを検証することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

本研究では、上述の研究目的を踏まえて実証的な調査研究を行った。具体的には全国介護者支援協議会（一般社団法人）が厚生労働省社会・援護局の社会福祉推進事業（平成23年度）を受託し、「東日本大震災における高齢者・障害者等に対する福祉支援のあり方に関する調査研究事業」の一環として実施した3種類の全国調査のなかから地域包括支援センターを対象とした質問紙調査の結果（データ）を分析した。

上記の調査は、(1)「東日本大震災の被災地における高齢者と障害者（身体障害者）の生活問題及び福祉サービスの現状と課題を把握し、今後の福祉支援のあり方について提言を行うこと」を目的とし、(2)「東日本大震災における高齢者・障害者等に対する福祉支援のあり方に関する調査研究事業検討委員会」のもとで構成される調査チーム（全国介護者支援協議会の役職員、学識経験者、社協職員、明治学院大学大学院博士後期課程院生）が、(3)東日本大震災の被災地を含む17都県の地域包括支援センターを対象として、(4)郵送調査法（郵送配布・郵送回収）で行った。有効回答数は308件（回収率18.6%）、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の有効回収数は85件（回収率31.8%）であった。(5)調査

期間は、2012年1月から3月までである。

### 3. 倫理的配慮

本調査研究を通して得た個人情報をも本研究の目的以外には使用しないことを示した上で、回答を依頼した。また、本報告を行うにあたっては、本研究の受託先である全国介護者支援協議会から書面で調査結果のデータ分析の公表に関する許可を取り、かつ報告内容によって回答者や当該地域の当事者などの個人が特定されないような配慮を行った。

### 4. 研究結果

被災3県は、48.2%の地域包括支援センターが大震災により何らかの被害を受けており、仮設入居者や県市町村外移転者になった職員が20.0%を達するなど、被災3県の地域包括支援センターに特に大震災の影響が大きかった。

大震災前と比較して増加した日常業務内容は、「総合相談」が岩手県で23.5%、宮城県56.7%、福島県21.1%と最も多く占めており、その相談内容は「介護保険申請相談」「介護保険サービス利用相談」「高齢者施設入所相談」「認知症相談」が増加していた。なお、地域包括支援センターは高齢者の人権保障のために、「地域住民への啓発」「虐待防止ネットワークの構築」「虐待対応」「成年後見人制度の紹介」「認知症サポーター養成講座の主催」等の活動を行っていた。このような活動を類型化した結果、支援対象により「本人」「介護者」「一般住民」、対応時期により「事前予防」「事故発生時対応」「事後モニタリング」、権利保障の内容により「自立する権利」「社会に参加する権利」「ケア・支援を受ける権利」「自己決定権」「尊厳を維持される権利」に分類することが出来た。

### 5. 考察

被災3県では、住み慣れた地域を失った住民たちの様々な問題に迅速に対応し、新しい地域に適応できるような支援が必要とされる。地域包括支援センターにおける相談内容の分析結果からは、特に高齢者に発生しやすい問題として、サービスの断絶から生じる社会的孤立、ストレスによる身体的・精神的病気の悪化等が想定される。被災地の地域包括支援センターは、このような問題への対応として、社会的孤立を防止するため連携や情報提供等を実施しており、症状の悪化による介護者負担の増加を防ぐためには介護者・家族支援やサポーター養成教育等が行われていた。被災地の地域包括支援センターは、人権保障のための支援において、本人への直接的支援よりは介護者や一般住民を対象とした間接的支援が主に行われており、かつ予防を重視していることが明らかになった。しかし、全体の業務内容のうち権利擁護事業は、日常業務において重要性は感じながらも他の業務に比べて実際の業務量は少なかったことから、今後はより充実・強化していく必要性が示唆される。